

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
1	令和1年5月20日	分庁舎における案内表示について	分庁舎で催し物がある際、外や入り口に何も書いていないので、案内表示を行ってほしい。	分庁舎玄関ホールには、「本日の催し物」を表示するホワイトボードを設置し、建設環境課分庁総合窓口係で施設の予約状況を確認し、記入するようにしています。 今後は、町民の方や外部の方が来庁される催し等については表示漏れの無いように、それぞれ催し物の担当課が責任を持って記入するように変更します。	建設環境課	0858-55-0111	令和2年4月6日	令和1年5月30日
2	令和1年6月3日	選挙について	昨年1月町長・町議会議員選挙一部地域に期日前投票所の無料送迎車両が計画されていたが、なぜ中止にしたのか。 また、天候の事を考慮し、時期の変更を検討してはどうか。	御意見いただきましたとおり、平成30年1月28日執行の琴浦町長・町議会議員選挙において、高齢の方や車を運転しない方等の投票所への移動負担を軽減し、投票機会を確保するため、投票所までの距離が長距離(直線距離で2キロ以上)となる地区にお住まいの方に対して、期日前投票所無料送迎車両の運行を予定しておりました。 しかし、天候不良により運行が危険であると判断したため、急ではありましたが、運行を取り止めさせていただきました。 なお、選挙期日につきましては、公職選挙法(昭和25年法律第100号)の規定により町長及び町議会議員選挙は任期満了前30日以内に執行することと定められています。 したがって、執行費用や事務効率等を考慮し、両選挙を同日に執行するためには選挙期日を1月下旬にせざるを得ないため、変更することはできかねますので、御了承願います。 〔参考〕 町長任期：1月31日まで 町議会議員任期：2月19日まで	選挙管理委員会	0858-52-2111	令和2年4月6日	令和1年6月28日
3	令和1年6月4日	小林繁選手について	琴浦町出身の小林繁選手の野球記念館を作つてほしい。	このたびは貴重なご意見ありがとうございます。名誉町民については、条例・規則に基づいて町議会議員・学識経験者からなる審議会を設置した上で審査が必要な重要な称号となります。 琴浦町誕生後においては、世界的に活躍された写真家塙谷定好氏への贈呈のみとなっております。 小林繁氏についてのご意見を検討しましたが、これまでの事例もかんがみますと、現時点では贈呈に向けての動きとなることは難しいと考えております。 また、「小林繁 野球記念館」についても新たに記念館を建設することは難しいため、既存施設内の一角に「展示コーナー」などを設けることを検討していくたいと思います。	社会教育課	0858-52-1161	令和2年4月6日	令和1年7月10日
4	令和1年6月17日	総合体育館について	総合体育館の暗幕横開き部分がボロボロなので、買い替え又は撤去してほしい。 また、5月末にもかかわらずトイレの便座が高温になっているので節電を心がけてほしい。	総合体育館の暗幕横開き部分については、昭和58年の建設当時から使用しており、古くなりかなり劣化しております。 今後は御指摘のように撤去及び見栄えをよくするなど工夫をし、気持ちよく利用していただけるように努めたいと思います。 また、トイレの便座ですが、設定温度を「切」に設定致しました。今後も季節により温度を変えるなど節電を心がけて参ります。	社会教育課	0858-52-1161	令和2年4月6日	令和1年9月25日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
5	令和1年7月1日	環境パトロールについて	環境パトロールについて、ゴミ袋を開けることはプライバシーの侵害にもなりかねないので、やめてほしい。	<p>このたびは、町報をご覧いただきありがとうございます。</p> <p>琴浦町では、ごみ減量への取り組みを進めるため、毎年、環境パトロールに取り組んでいます。ごみの出し方の現状を住民の方に見ていただき、それぞれができることで減量に取り組んでいただけるように広報等を行っています。</p> <p>ご覧いただきましたとおり、まだまだ分別ができるものの、減量ができるものが多く排出されている状況であり、引き続き普及啓発を行っていくことが必要です。</p> <p>つきましては、引き続き環境パトロールに取り組んでいく予定です。</p> <p>なお、ご指摘いただきましたとおり、プライバシーに関するものも含まれることから、取り扱いには十分注意を行い、地域も公表しないようにしているところです。</p> <p>ご理解とご協力をお願いします。</p>	建設環境課	0858-52-2111	令和2年4月6日	令和1年7月9日
6	令和1年7月1日	「差別をなくす る町民のつど い」について	「琴浦町差別をなくする町民のつどい」について、一般的には「なくす」にもかかわらず、なぜわざわざ「なくする」としたのか。 また、行政放送で「なくする」の「す」にアクセントをおいていますが、「な」にアクセントをおくべきではないか。	<p>1 会の名称について(人権・同和教育課) 「差別をなくする町民のつどい」は、琴浦町全体で部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくしていくための教育・啓発をねらいとして開催しております。 「なくす」という意味は、今日では「財布をなくす」や「記憶をなくす」など不注意や失敗の意味で使われることがあります(参考: 岩波国語辞典第5版)。 一方、本会には、「自発的に差別をなくしていく」という意味が込められているため、「なくする」としておりますので、御理解いただきますようお願いします。</p> <p>2 行政放送のアクセントについて(企画政策課) 行政放送は、誰もが聞き取りやすい言葉(アクセント)として標準語を使用することを基本としており、アクセント辞典を参考に放送を行っています。 「なくする」の標準的な発音は“する”にアクセントをおきます。 聞き取りにくいと感じことがあるかとは存じますが、御理解いただきますようお願いします。</p>	人権・同和教育課 企画政策課	0868-62-1162 0858-52-1708	令和2年4月6日	令和1年9月2日
7	令和1年7月2日	公共施設におけるトイレについて	公共施設(図書館等)や公園に子ども用の補助便座を置いてもらえないだろうか。	施設利用について、ご意見ありがとうございます。 子どもの利用頻度が高い公共施設に、子ども用補助便座を設置するよう対応いたします。	総務課	0858-52-2111	令和2年4月6日	令和1年10月11日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
8	令和1年7月2日	喫煙所について 町民の声について	健康増進のための施設である総合体育館の正面玄関に喫煙所があるのはいかがなものかと思う。 また、HPにおいて町民の声への投稿の仕方が少し紛らわしく感じる。「町民の声」と「琴浦町へのお問い合わせ」は分けるべきではないか。	1 総合体育館喫煙所について(社会教育課) 総合体育館敷地内における喫煙について御気分を害しましたこと御詫び申し上げます。 東伯総合公園については、法的には第2種施設に位置付けられ、屋内禁煙となっています。 敷地内禁煙をした場合、道路等で喫煙をされることも考えられますので、喫煙場所を受動喫煙の影響の少ない総合体育館裏側に設置したいと考えています。 2 町HPにおける「町民の声」への投稿について(総務課・企画政策課) 令和元年9月定期議会において、補正予算を提案させていただいているとおり、ホームページの運営について、利用者の方が必要な情報に簡単に辿りつけるようリニューアルを検討しているところです。 いただいた御意見も踏まえながら、「町民の声」への投稿に限らず、皆様が利用しやすいホームページ作りに努めていきたいと考えております。	社会教育課 総務課 企画政策課	0858-52-1161 0858-52-2111 0858-52-1708	令和2年4月6日	令和1年9月18日
9	令和1年7月25日	慣らし保育について	慣らし保育の期間は2週間とのことだが、慣れるのに時間がかかる子どももいるので、もっと柔軟性を持たせるべきではないか。	慣らし保育については、初日は数時間だけ、次は午前中、給食まで、お昼寝までというように、お子さんの様子を見ながら、段階的に保育時間を延ばしていきますが、お子さんの年齢等にもより、対応が異なります。 慣らし保育の期間は、保護者の勤務の都合や、お子さんの様子を見て調整させていただいており、短くて数日、長くて2週間とさせていただいております。 国が示す、慣らし保育が適当と考えられる期間は1週間～2週間とされており、琴浦町でも保護者が仕事に復帰される育児休業期間終了2週間前から入園できるよう対応しております。 保護者の負担や不安が軽減され、安心して園生活をスタートできるよう、今後も努めてまいります。	子育て応援課	0858-52-1709	令和2年4月6日	令和1年8月21日
10	令和1年7月25日	子育て支援センターについて	子育て支援センターの利用について、人が多すぎて町民でさえ遊ばせる場所が無かったり、催し物に参加できないのでなぜ町外の人も利用できるのか。	子育て支援センターをご利用いただき、ありがとうございます。 現在、町内には3カ所の子育て支援センターを開設しておりますが、里帰り出産で帰省をされている方等にもご利用いただき、広く交流いただけるようにしております。 支援センターは親子のふれあいの場、利用者の交流の場となるよう、催し等も開催しておりますが、時期や内容によっては利用者が多くなったり、準備が必要なため定員を設け事前に申し込みをしていただく場合もあります。 今後とも、多くの皆様に満足してご利用いただける支援センターとなるよう努めてまいります。	子育て応援課	0858-52-1709	令和2年4月6日	令和1年8月21日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
11	令和1年7月25日	保健師の対応について	健診で子どもの事を相談する際、子育て未経験の職員ではなく、経験豊富で対応の良い職員に相談を聞いて欲しい。	健診にご満足いただけなかったことに対し、申し訳ありませんでした。健診の場で適切な支援方法が提案できない場合は、相談内容を保健師間で共有し、後日、お返事させていただくことも検討させていただきます。 町では、保健師一人ひとりの資質向上を目的とし、定期的に研修を行っているほか、事業の課題や情報の共有を行い多様な支援に対応できるよう日々努めています。 今後も、保健師の子育て経験の有無に関わらず、町民の皆様が安心して相談していただけるよう努力してまいります。	子育て応援課 総務課	0858-52-1709 0858-52-2111	令和2年4月6日	令和1年8月21日
12	令和1年7月25日	議員定数について	他町と比べても議員の数が多い感じる。議員定数を減らすべきではないか。	議員定数は、条例で定められており、条例改正を伴います。 今年度、議会改革の一環として、議員定数を含めた「議会に対する町民アンケート調査」を実施し適正な議員定数についても議員間で協議予定です。 議員は、選挙で当選された方々です。 議員それぞれが町のために日々議員活動しておられます。 議会事務局としても町民のみなさまに、よりわかりやすい議会であり、議員活動等の広報（情報提供）に努めなければならないと考えます。	議会事務局	0858-52-1710	令和2年4月6日	令和1年7月30日
13	令和1年7月25日	子どもの健診について	待ち時間が長く、子どもが疲れてしまうので、健診は2ヶ月に1度ではなく、毎月にしてほしい。	乳幼児健診は町内の小児科医、中部圏域の医師などにご協力いただいて年間25回実施しております。 町が集団で実施する乳児健診は6~8か月児の乳児を対象にしたもので、2か月に1回実施しております。赤ちゃんの負担軽減や円滑に健診を行うため、1回あたりの健診対象者数を20名前後となるように計画しております。 待合時間を減らす工夫としては、受付時間を2回に分けてご案内するなどの対応を行っております。また、待合時間の活用としては、町民生児童委員のご協力を得ながら絵本の読み聞かせなどを行い、親子が楽しめる健診を心がけております。 年々小児科医等の確保が難しくなっているのが現状で、健診回数の増加についてのご要望にはお応えできかねますが、1回あたりの健診の対象者数を考慮するとともに、充実した健診内容となるよう努めてまいりますので、今後もご理解とご協力をお願いします。	子育て応援課	0858-52-1709	令和2年4月6日	令和1年8月21日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
14	令和1年7月25日	熱中小学校について	熱中小学校について、関係者の参加がほとんどで一般参加者は少ないと聞くが、費用対効果はどうなっているのか。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。とっとり琴浦熱中小学校は現在、第2期・91人の生徒さんが登録されていますが、20代から80代までの様々な年齢や経歴の方々が町内外から参加されています。関係者としては毎回、スタッフが2~3人居ますが、それ以外は一般的な生徒さんが参加されておられます。この熱中小学校は、授業を受けるだけでなく、授業後には先生と生徒が直接会話をし、交流を行い、そこでもまたの刺激を受けます。また、授業以外でも生徒有志による課外活動も始まっています。新しい物事を見て、新しい行動を始め、新しい世界を表現する学び、ひとりづくりの場もあります。ご指摘のように、行政サービスにおいて子育て・高齢者支援は重要であります。一方で、人口減少が進む中で、これからの中は活力ある人材を育てる必要があると考えております。熱中小学校事業については、ある程度時間をかける中でその成果も現れてくるものではないかと考えますが、これらのバランスも図りながら、今後も施策を検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	企画政策課	0858-52-1708	令和2年4月6日	令和1年8月9日
15	令和1年9月6日	職員の対応等について	本庁舎へ行った際、目的の部署に行くのに迷っていたところ、職員の案内もなく、総合案内もあったが、不在にしており、機能していなかった。また、庁舎内の雰囲気が暗く感じたので、クラシック等のBGMをかけてみてはどうか。	このたびは貴重なご意見ありがとうございます。職員の対応について、接遇改善に努め、来庁されるみなさまにご不便をかけさせぬよう、指導をして参ります。また、BGMなど庁舎内の雰囲気をよりよくするための取り組みを行って参ります。	総務課	0858-52-2111	令和2年4月6日	令和1年10月16日
16	令和1年9月17日	職員の対応について	職員が家屋調査に来た際、物を落としたとみられ、床に傷が付いていた。傷が付いたことよりも、何ら謝罪等の対応がなされなかつたことが残念。今後、同様の事態が起こらないよう対策を立ててほしい。	この度は調査中に職員の不手際があったことをお詫び申し上げます。調査中、調査用品(クリップボード)が落下してしまいましたが、そのことについての説明、謝罪が家主様に対して一切行われませんでした。また、その際、床に傷がついていないかを確認せずそのまま調査を続行してしまいました。今後はこのようなことが起きぬよう、調査用品の取扱いの見直しを行うとともに、調査中は家主様への配慮を欠かさぬよう努めてまいります。取扱いの見直しとしては、物理的に落下を防ぐ措置(紐を付けて首に掛ける)や万が一落下した際に家屋を傷つけない措置(クッション素材を調査用品に貼り付ける)を実施します。	総務課 税務課	0858-52-2111 0858-52-1702	令和2年4月6日	令和1年9月20日
17	令和1年9月24日	職員の対応について	公民館主事のあいさつがない。敬語が使えない。態度が横柄である。	公務員として勤務時間中は、職務に専念する義務があり、日頃より全体の奉仕者としての自覚をもちながら、適切に業務を遂行する必要があります。この度のご指摘を受け、職場の点検を行い、再度公務員としての意識の向上について、職員への周知徹底を図りました。町民の皆様からいただいたご指摘に関しましては、真摯に受け止め、より一層の住民サービスの向上に取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。	総務課 社会教育課	08584-52-2111 0858-52-1161	令和2年4月6日	令和1年9月24日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
18	令和1年10月16日	職員の対応について	印鑑証明の発行を行ったが、登録証がないと発行できないと言われ、再登録したあとにマイナンバーカードで印鑑証明が発行できることを知った。マイナンバーカードは所持していたので、なぜその場で案内してくれなかつたのか不満に思う。 また、住民票等たくさんの証明書を発行したが、コンビニですれば数百円の得になっていた。職員の知識・技能・親切心の向上を強く希望する。	このたびはマイナンバーカードの御案内が無かつたことで印鑑登録証を再発行されることとなり、ご迷惑をお掛けしました。誠に申し訳ございませんでした。 本件につきましては、職員の認識・確認不足によるものであります。 再発防止に向けて、証明書を取得するために来庁された方へコンビニ交付の案内をするなどマイナンバーカードの周知に向けた取組の強化及び職員の指導徹底に努めて参ります。	総務課	0858-52-1704	令和2年4月6日	令和1年10月28日
19	令和1年12月2日	一向平キャンプ場について	一向平が12月から4月まで封鎖になるということでしたが、雪の中でのサバイバルゲームだとスノーシューウォーキングだとか、常設ではなくても面白いイベントが開催できるのではないか。	一向平キャンプ場の運営について、貴重な御意見ありがとうございました。 一向平キャンプ場は現在、来年度からの民間業者による指定管理に向けて手続きを進めているところです。 その中で、新たな管理体制の下、冬季のイベント開催等についても計画されています。 開催にあたっては、除雪や安全確保等の問題がありますので、新たな指定管理者と協議を行い検討していきます。	商工観光課	0858-52-1713	令和2年4月6日	令和1年12月12日
20	令和1年12月5日	職員について	職員が勤務時間中にガムを噛んでいたが、いかがなものか。	公務員として勤務時間中は、職務に専念する義務があり、日頃より全体の奉仕者としての自覚をもちながら、適切に業務を遂行する必要があります。 この度のご指摘を受け、職場の点検を行い、再度公務員としての意識の向上について、職員への周知徹底を図りました。 町民の皆様からいただいたご指摘に関しましては、真摯に受け止め、より一層の住民サービスの向上に取り組んでいきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。	総務課	0858-52-2111	令和2年4月6日	令和1年12月6日
21	令和1年12月17日	常任委員会中の議員の発言に係る申し入れ	常任委員会の陳情に係る議論の際、「団体から出されたものではなく、個人から出されたものなので、不採択」との発言があつたが、合理的な理由もなく、個人からの陳情を一律に不採択とするのは問題があるのではないか。	御指摘のとおり、委員会中の議員の不適切発言については、委員長がその場で注意すべきであったと大いに反省しております。 請願・陳情について、委員会中の議員の発言は、議員個人の見解での発言とはいえ、何人も請願権を有しており、また、会議規則で陳情書も請願書の例により処理するものと規定しております。 当該陳情案件は、委員会に付託されたものであり、委員会の審議の場であのよくな発言は正すべきです。 当該発言議員には、全員協議会等の場で注意し、議員全員で共通認識していきたいと考えます。	議会事務局	0858-52-1710	令和2年4月6日	令和1年12月27日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
22	令和2年1月23日	公文書の作成及び「町民の声」の制度運用に係る意見について	(1) 起案日や決裁日が未記入となっている起案文書があった。文書取扱規程上、不適当な運用である。 (2) 公文書において軽微ではあるが、記載誤りがあった。 (3) メールの発出者名は、決裁権者名が入れられるべきではないか。 (4) 議会事務局宛に送付したメールについて、標準処理期間(週間)を過ぎても返答が無い。 (5) 町民の声取扱要領の適正運用及び問合せ事項に係る速やかな対応等職員への周知徹底を図られたい。 (6) 全ての町民の声及びそれに該当すると思われる意見等が全て総務課に集中するのは、事務負担の観点から再考の余地がある。制度そのもののあり方について検討されたい。	(1) 文書取扱規程の適正運用について、周知徹底を図るとともに、回議時に誤字脱字等がないか十分に精査し、再発防止に努めます。 (2) 同上 (3) 誤った運用を行ったことについて、お詫び申し上げます。本来であれば、別途決裁権者名が記載された公文書(回答文書)を作成の上、送信メールに当該文書のデータを添付することにより回答すべきでありました。なお、電子メールにおける発信者名の取扱いについては、総務課にて統一見解を示し、職員に周知徹底を図ります。 (4) 担当部署へ直接指導を行いました。皆さまからいただいた御意見等については、可及的速やかに対応(回答)するよう再度職員に周知徹底を図ります。 (5) 内部通知にて職員へ周知徹底を図ります。 (6) 現時点では、制度そのもののあり方及び運用について特段問題は無いと考えていますが、より良い制度となるよう必要に応じて見直し等を行います。	総務課	-	令和2年4月6日	令和2年1月30日
23	令和2年2月3日	企業誘致について	町内への牛丼屋の出店について町から働きかけるよう検討してもらえないだろうか。	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。本町の商工業振興施策は、地元企業の発展を第一に考えており、一環として取り組む企業誘致につきましても、地元企業と競合しない製造業等の誘致に限定して行っているところであります。今回、牛丼屋が町内に欲しいというご意見ですが、町内の飲食店でも食べられるところはありますので、地元飲食店のご利用にご協力いただきますようよろしくお願いします。	商工観光課	0858-52-1713	令和2年4月6日	令和2年2月7日
24	令和2年2月14日	部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例の一部改正について	条例改正の理由が不明確なので、説明を求める。また、町民に意見を求めたり、説明がないにもかかわらず、一部改正条例の施行ができるのか。条例制定の仕組みも分かりかねるので、併せて説明を求める。	議案を提出した議員は、改正前の条例では、部落差別問題が優先すると捉えられる文言が多く、人権問題に優先順位がないということと矛盾していると考え文言を変えたいという趣旨で提出しています。なお、他の条文の変更についても、同様の理由です。また、議員には、議案提出権(地方自治法第112条)があり、議員定数の12分の1以上(2人以上)の賛成者がいれば、議案を提出する権利が認められております。議会は、議決機関であり、条例制定や改廃を行うことは議会の役割のひとつです。お尋ねの条例改正につきましては、12月議会最終日に緊急動議として提案され、表決の結果、賛成多数(賛成11・反対3)で可決され改正案が成立したものです。	議会事務局	0858-52-1710	令和2年4月6日	令和2年2月21日

令和元年度町民の声対応簿

番号	受付日	標題	意見概要	回答・対応	担当部署	問合せ先	公開日	回答日
25	令和2年2月17日	本庁舎期日前投票所について	何故、本庁期日前投票所の場所が厚生棟から本庁舎2階会議室になったのか理由を伺いたい。 お年寄りや障がいを持っている方へ配慮してほしい。	従来より厚生棟は、期日前投票所として、また選挙当日の第5投票所として利用していました。車付きもよく会場も広くてたいへん条件に恵まれた会場でありました。しかしながら、平成31年度より厚生棟がハローワークなどの事務所として利用されることになり、選管とそれに代わる投票会場についていろいろ検討を重ねました。長期間にわたり開設する期日前投票所の場所としては、選管事務局が即時に対応できる目の届く範囲内の近い場所にあることが重要な要件となります。その条件を前提にいろいろ検討を重ねましたが、本庁舎1階には適当な場所はなく、その結果、2階の第2会議室を期日前投票所として選定しました。現段階としては、広く周知を図り、できるだけ早く有権者の皆さんに、本庁舎2階第2会議室が期日前投票所の会場として定着するよう努力したいと考えていますので、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。	選挙管理委員会 (総務課内)	0858-52-2111	令和2年4月6日	令和2年3月2日
26	令和2年3月26日	議会本議会における議員の発言について	令和元年第6回定例会において、陳情に係る議論の際、議員の不適切発言があった。 議員としての適格性に欠ける発言であるため、議運などで話し合うなどし、当人の処遇について検討いただきたい。	当該議員の発言につきましては、先に、申し入れのありました「常任委員会中の議員の発言に係る申し入れ」を受け、その後の議会運営委員会で協議し、本人に対し、議員全員が集まる全員協議会の場で注意することとなりました。 本会議上での発言も合わせ、1月28日に開催した全員協議会において、議長から、当該議員に対して注意をし、また、全議員での共通認識を図りました。	議会事務局	0858-52-1710	令和2年4月6日	令和2年4月6日